

○無線機器型式検定規則（昭和36年郵政省令第40号）新旧対照表

改正案			現行		
別表第一号 機器の構造及び性能の条件（第2条関係）			別表第一号 機器の構造及び性能の条件（第2条関係）		
機種	条件		機種	条件	
(略)	(略)		(略)	(略)	
船舶に施設する救命用の無線設備の機器	(略)	(略)	船舶に施設する救命用の無線設備の機器	(略)	(略)
船舶に施設する救命用の無線設備の機器	搜索救助用レーダートランスポンダ	<p>1 QON電波 9.2GHz から 9.5 GHz までを使用するものであること。</p> <p>2 設備規則第45条の3の3第1項に規定する無線設備の機器においては、同条第1項第1号(ルを除く。)、第4号イ及びハ並びに第5号イの条件に適合するものであること。</p> <p>3 設備規則第45条の3の3第2項に規定する無線設備の機器においては、同条第1項第1号(ルを除く。)、第4号ハ及び第5号イ並びに第2項第1号の条件に適合するものであること。</p>	船舶に施設する救命用の無線設備の機器	搜索救助用レーダートランスポンダ	<p>1 QON電波 9.2GHz から 9.5 GHz までを使用するものであること。</p> <p>2 設備規則第45条の3の3第1項に規定する無線設備の機器においては、同条第1項第1号(ルを除く。)、第4号イ及びハ並びに第5号イの条件に適合するものであること。</p> <p>3 設備規則第45条の3の3第2項に規定する無線設備の機器においては、同条第1項第1号(ルを除く。)、第4号ハ及び第5号イ並びに第2項第1号の条件に適合するものであること。</p>
船舶に施設する救命用の無線設備の機器	搜索救助用位置指示送信装置	<p>1 F1D電波 161.975MHz 及び 162.025MHz を使用するものであること。</p> <p>2 設備規則第45条の3の3第1項第1号(ルを除く。)の条件に適合するものであること。</p> <p>3 設備規則第45条の3の3の2第1号(イを除く。)、第3号</p>	船舶に施設する救命用の無線設備の機器		

		及び第4号イの条件に適合するものであること。 4 総務大臣が別に告示する条件に適合するものであること。
	船舶航空機間双方 向無線電話	1 設備規則第19条第2項の条件に適合するものであること。 2 設備規則第42条の条件に適合するものであること。 3 設備規則第45条の3の2(第5号、第6号、第8号及び第9号を除く。)の条件に適合するものであること。
(略)		(略)
注 (略)		

別表第二号 機器（航空機に施設する無線設備の機器を除く。）の機械的及び電気的条件（第2条関係）

機種	試験方法	条件
(略)	(略)	(略)
船 舶 に 施 設 す る 救 命 用 の 無 線 設	(略)	(略)
船 舶 に 施 設 す る 救 命 用 の 無 線 設	1 振動 2 落下 3 水密	J I S F0812 の「8.7 振動試験」によること。 J I S F0812 の「8.6.2 水中への落下試験」によること。 J I S F0812 の「8.9 水没試験」によること。
船 舶 に 施 設 す る 救 命 用 の 無 線 設		1 機械的に支障なく動作し、かつ、破損、発火、発煙等の異状を呈しないこと。 2 始動してから1分経過したとき以後において、次の電気的条件を満たすこと。 (1) 指定周波数帯は、9.14GHzから9.56GHz

	船舶航空機間双方 向無線電話	1 設備規則第19条第2項の条件に適合するものであること。 2 設備規則第42条の条件に適合するものであること。 3 設備規則第45条の3の2(第5号、第6号、第8号及び第9号を除く。)の条件に適合するものであること。
(略)		(略)
注 (略)		

別表第二号 機器（航空機に施設する無線設備の機器を除く。）の機械的及び電気的条件（第2条関係）

機種	試験方法	条件
(略)	(略)	(略)
船 舶 に 施 設 す る 救 命 用 の 無 線 設	(略)	(略)
船 舶 に 施 設 す る 救 命 用 の 無 線 設	1 振動 2 落下 3 水密	J I S F0812 の「8.7 振動試験」によること。 J I S F0812 の「8.6.2 水中への落下試験」によること。 J I S F0812 の「8.9 水没試験」によること。
船 舶 に 施 設 す る 救 命 用 の 無 線 設		1 機械的に支障なく動作し、かつ、破損、発火、発煙等の異状を呈しないこと。 2 始動してから1分経過したとき以後において、次の電気的条件を満たすこと。 (1) 指定周波数帯は、9.14GHzから9.56GHz

備の機器	ポンダ	2項に規定する捜索救助用レーダートランスポンダ	4 塩水噴霧	J I S F0812 の「8.12 腐食試験(塩水噴霧)」によること。	までであること。 (2) 掃引周波数は、設備規則第45条の3の3第1項第2号イの条件に適合すること。 (3) 1回の周波数掃引の時間は、設備規則第45条の3の3第1項第2号ロの条件に適合すること。 (4) 周波数掃引の復帰時間は、設備規則第45条の3の3第1項第2号ハの条件に適合すること。 (5) 1回の応答送信は、設備規則第45条の3の3第1項第2号ニの条件に適合すること。 (6) 応答遅延時間は、設備規則第45条の3の3第1項第2号ホの条件に適合すること。 (7) 応答回復時間は、設備規則第45条の3の3第1項第2号	備の機器	ポンダ	2項に規定する捜索救助用レーダートランスポンダ	4 塩水噴霧	J I S F0812 の「8.12 腐食試験(塩水噴霧)」によること。
			5 連続動作	(一) 20℃の温度に48時間待受状態で放置した後、8時間(送信時間の受信時間に対する割合は9分の1とする。)動作させたとき。	(2) 掃引周波数は、設備規則第45条の3の3第1項第2号イの条件に適合すること。 (3) 1回の周波数掃引の時間は、設備規則第45条の3の3第1項第2号ロの条件に適合すること。 (4) 周波数掃引の復帰時間は、設備規則第45条の3の3第1項第2号ハの条件に適合すること。 (5) 1回の応答送信は、設備規則第45条の3の3第1項第2号ニの条件に適合すること。 (6) 応答遅延時間は、設備規則第45条の3の3第1項第2号ホの条件に適合すること。 (7) 応答回復時間は、設備規則第45条の3の3第1項第2号				5 連続動作	(一) 20℃の温度に48時間待受状態で放置した後、8時間(送信時間の受信時間に対する割合は9分の1とする。)動作させたとき。
備の機器	ポンダ	2項に規定する捜索救助用レーダートランスポンダ	6 温度	J I S F0812 の「8.2 高温試験」、「8.4 低温試験」及び「8.5 熱衝撃試験」によること。	(2) 掃引周波数は、設備規則第45条の3の3第1項第2号イの条件に適合すること。 (3) 1回の周波数掃引の時間は、設備規則第45条の3の3第1項第2号ロの条件に適合すること。 (4) 周波数掃引の復帰時間は、設備規則第45条の3の3第1項第2号ハの条件に適合すること。 (5) 1回の応答送信は、設備規則第45条の3の3第1項第2号ニの条件に適合すること。 (6) 応答遅延時間は、設備規則第45条の3の3第1項第2号ホの条件に適合すること。 (7) 応答回復時間は、設備規則第45条の3の3第1項第2号	備の機器	ポンダ	2項に規定する捜索救助用レーダートランスポンダ	6 温度	J I S F0812 の「8.2 高温試験」、「8.4 低温試験」及び「8.5 熱衝撃試験」によること。
			7 湿度	J I S F0812 の「8.3 高温高湿試験」によること。	(2) 掃引周波数は、設備規則第45条の3の3第1項第2号イの条件に適合すること。 (3) 1回の周波数掃引の時間は、設備規則第45条の3の3第1項第2号ロの条件に適合すること。 (4) 周波数掃引の復帰時間は、設備規則第45条の3の3第1項第2号ハの条件に適合すること。 (5) 1回の応答送信は、設備規則第45条の3の3第1項第2号ニの条件に適合すること。 (6) 応答遅延時間は、設備規則第45条の3の3第1項第2号ホの条件に適合すること。 (7) 応答回復時間は、設備規則第45条の3の3第1項第2号				7 湿度	J I S F0812 の「8.3 高温高湿試験」によること。

				<p>への条件に適合すること。</p> <p>(8) 最大輻射方向における等価等方輻射電力は、設備規則第45条の3の3第1項第2号トの条件に適合すること。</p> <p>(9) 最大輻射方向における実効受信感度は、設備規則第45条の3の3第1項第3号の条件に適合すること。</p> <p>3 空中線は、設備規則第45条の3の3第1項第4号ロの条件に適合すること。</p>				<p>への条件に適合すること。</p> <p>(8) 最大輻射方向における等価等方輻射電力は、設備規則第45条の3の3第1項第2号トの条件に適合すること。</p> <p>(9) 最大輻射方向における実効受信感度は、設備規則第45条の3の3第1項第3号の条件に適合すること。</p> <p>3 空中線は、設備規則第45条の3の3第1項第4号ロの条件に適合すること。</p>
捜索救助用位置指示送信装置	1 振動	J I S F 0812 の 「8.7 振動試験」 によること。	1 機械的に支障なく動作し、かつ、破損、発火、発煙等の異状を呈しないこと。					

			ること。	表第2号の条件に適合すること。 (3) 設備規則第45条の3の3の2第2号の条件に適合すること。 (4) 総務大臣が別に告示する条件に適合すること。			
		5 連続動作	(-) <u>20°Cの温度に10~16時間放置した後、96時間動作させたとき。</u>				
		6 温度	J I S F0812 の「8.2 高温試験」、「8.4 低温試験」及び「8.5 热衝撃試験」によること。				
		7 湿度	J I S F0812 の「8.3 高温高湿試験」によること。				
船舶航空機間双方向無線電話装置	1 振動	J I S F0812 の「8.7 振動試験」によること。	1 機械的に支障なく動作し、かつ、破損、発火、発煙等の異状を呈しないこと。 2 始動してから1分経過したとき以後において、次の電気的条件を満たすこと。 (1) 送信装置 ア 周波数の偏差は、設備規則別表第1号の条件に適合すること。 イ 占有周波数帯幅は、設備規則別表第2号の条件に適合すること。 ウ 空中線電力	船舶航空機間双方向無線電話装置	1 振動	J I S F0812 の「8.7 振動試験」によること。	1 機械的に支障なく動作し、かつ、破損、発火、発煙等の異状を呈しないこと。 2 始動してから1分経過したとき以後において、次の電気的条件を満たすこと。 (1) 送信装置 ア 周波数の偏差は、設備規則別表第1号の条件に適合すること。 イ 占有周波数帯幅は、設備規則別表第2号の条件に適合すること。 ウ 空中線電力
	2 衝撃	J I S F0812 の「8.6.1 硬い表面への落下」によること。		2 衝撃	J I S F0812 の「8.6.1 硬い表面への落下」によること。		
	3 水密	J I S F0812 の「8.9 水没試験」によること。		3 水密	J I S F0812 の「8.9 水没試験」によること。		
	4 連続動作	双方向無線の4に同じ。		4 連続動作	双方向無線の4に同じ。		
	5 温度	J I S F0812 の「8.2 高温試験」、「8.4 低温試験」及び「8.5 热衝撃試験」によること。		5 温度	J I S F0812 の「8.2 高温試験」、「8.4 低温試験」及び「8.5 热衝撃試験」によること。		

		6 湿度	J I S F0812 の 「8.3 高温高湿試 験」によること。	の偏差は、設 備規則第 14 条の条件に適 合すること。 エ 変調度は、 設備規則第 45 条の 3 の 2 第 5 号の条 件に適合する こと。 (2) 受信装置 設備規則第 45 条の 3 の 2 第 8 号及び第 9 号の 条件に適合する こと。
(略)	(略)	(略)	(略)	

注 (略)

別表第七号 機器の型式表示に係る指定項目 (第8条関係)

項目 区分	機種	用途	使 用 す る 環 境	合 格 者	方 式	周 波 数	送 信 受 信 の 別	電 力	電 波 の 型 式	チ ヤ ネ ル	確 度	番 号
(略)												
搜索救助 用 レー ダートラ ンスポン ダ	○	○	○	○	○			○				○
搜索救助 用位置指 示送信装 置	○	○	○	○	○			○				○
デジタル	○	○	○	○		○	○	○	○	○	○	○

		6 湿度	J I S F0812 の 「8.3 高温高湿試 験」によること。	の偏差は、設 備規則第 14 条の条件に適 合すること。 エ 変調度は、 設備規則第 45 条の 3 の 2 第 5 号の条 件に適合する こと。 (2) 受信装置 設備規則第 45 条の 3 の 2 第 8 号及び第 9 号の 条件に適合する こと。
(略)	(略)	(略)	(略)	

注 (略)

別表第七号 機器の型式表示に係る指定項目 (第8条関係)

項目 区分	機種	用途	使 用 す る 環 境	合 格 者	方 式	周 波 数	送 信 受 信 の 別	電 力	電 波 の 型 式	チ ヤ ネ ル	確 度	番 号
(略)												
搜索救助 用 レー ダートラ ンスポン ダ	○	○	○	○	○			○				○
デジタル	○	○	○	○		○	○	○	○	○	○	○

選択呼出装置等による通信を行う海上移動業務の無線局の用に供する送信装置の機器											
(略)											

別表第八号 機器の型式表示に関する記号（第8条関係）

区分	内容	記号
1 機種	(略)	(略)
	搜索救助用 レーダートラ ンスポンダの 機器	設備規則45条 の3の3第1項に規定する 無線設備の機器
		L T L
		設備規則45条 の3の3第2項に規定する 無線設備の機器
		L T S
	<u>搜索救助用位置指示送信装置の 機器</u>	<u>A T L</u>
	デジタル選択 呼出装置等による通信を行 う海上移動業 務の無線局の 用に供する送 信装置及び受 信装置の機器	デジタルM F・HF送受信 装置
		S H
		デジタルV H F送受信装置
	(略)	S V
(略)	(略)	(略)

選択呼出装置等による通信を行う海上移動業務の無線局の用に供する送信装置の機器											
(略)											

別表第八号 機器の型式表示に関する記号（第8条関係）

区分	内容	記号
1 機種	(略)	(略)
	搜索救助用 レーダートラ ンスポンダの 機器	設備規則45条 の3の3第1項に規定する 無線設備の機器
		L T L
		設備規則45条 の3の3第2項に規定する 無線設備の機器
		L T S
	デジタル選択 呼出装置等による通信を行 う海上移動業 務の無線局の 用に供する送 信装置及び受 信装置の機器	デジタルM F・HF送受信 装置
		S H
		デジタルV H F送受信装置
	(略)	S V
(略)	(略)	(略)

5 方式	(略)	(略)	
	搜索救助用 レーダートラ ンスポンダ及 び搜索救助用 位置指示送信 装置の機器	海面において 使用するもの その他のもの	1 2
(略)	(略)	(略)	
	(略)	(略)	(略)
注 (略)	(略)	(略)	
	(略)	(略)	(略)